

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生動物による農作物への被害を防止するため、耕作地に侵入防止対策を行うのに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、尾鷲市補助金等交付規則（平成14年尾鷲市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、尾鷲市内で耕作の用に供されている土地で耕作を行っている者、これから耕作を行う者（以下「補助対象者」という。）とする。

2 自らが耕作の用に供されている土地を所有しない耕作者は、所有者から侵入防止対策の実施に対し同意が得られること。

(対象設備)

第3条 この補助金の交付対象となる侵入防止対策は、ネット、ワイヤーメッシュ、支柱、電気柵用牧柵機、電線、忌避剤等、耕作地を囲い野生動物の侵入を防ぐ効果のある資材の購入に対する経費とする。

2 すでに侵入防止対策を実施している耕作地の補強や対策の追加についても交付対象とする。

3 侵入防止対策に資する資材の設置にかかる人件費や道具類は交付対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、対象資材の購入に係る経費に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の交付限度額は、10万円以内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者は、尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 侵入防止対策を実施する場所の位置図（囲い込み範囲がわかる図）
- (2) 対象設備資材の購入予定数と予定金額
- (3) 対象設備設置予定場所の写真

2 同一の耕作地での補助金申請は年度内に1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は前条の補助金交付申請の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助

金交付決定通知書（様式第2号）、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえ、必要に応じて所要の条件又は理由を付して補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）侵入防止対策を実施した場所の位置図（囲い込み範囲がわかる図）
- （2）対象設備購入にかかる領収書（写）
- （3）対象設備設置後の写真

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の条件に違反したとき。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた侵入防止対策設備は、適切な維持管理に努めるものとする。特に、電気を利用した対策については、通電注意看板や、昼間は電源を切るなどの適切な安全管理に努める。

2 維持管理が不相当と市長が認めた場合は、補助金の返還を命ずることができる。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金交付申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

設置場所		
耕作状況		
設置完了予定	年 月 日	
購入予定資材	予定数量	予定金額
資材購入予定金額		

【添付資料】

- 1 侵入防止対策を実施する場所の位置図（囲い込み範囲がわかる図）
- 2 侵入防止対策を実施する場所の写真

尾鷲市指令 第 号
年 月 日

様

尾鷲市長

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金交付決定通知

年 月 日付けで申請のありました 年度尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金については、尾鷲市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたから通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件
 - (1) この補助金を当該補助事業以外の用途に使用してはならない。
 - (2) 補助事業の申請内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示に従わなければならない。
 - (4) 補助事業の遂行状況に関し市長の要求があったときは、直ちに書面により市長に報告しなければならない。
 - (5) 精算の結果、補助金に余剰のあるときは、その全部又は一部を返還すること。
 - (6) 補助金の決定の内容その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、その全部又は一部の返還を命ずる。
 - (7) 補助事業が完了したときは、実績報告書を市長に提出しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

尾鷲市指令 第 号
年 月 日

様

尾鷲市長

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金不交付決定通知

年 月 日付けで申請のありました 年度尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金については、尾鷲市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、下記の理由により不交付とすることに決定しましたから通知します。

記

（理 由）

様式第4号（第7条関係）

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金変更交付申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住 所
名 称 及 び
代表者氏名

年 月 日付け尾鷲市指令 第 号で交付の決定の通知を受けた 年度尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金について、申請事項を下記のとおり変更したいので、承認願いたく尾鷲市補助金等交付規則第9条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（理 由）

関係書類

- 1 変更内容がわかる資料

尾鷲市指令 第 号
年 月 日

様

尾鷲市長

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金については、尾鷲市補助金等交付規則第9条第2項の規定により、下記のとおり変更交付することに決定しましたから通知します。

記

1 申請事項の変更内容

2 変更前の交付決定額 円

変更後の交付決定額 円

3 条件又は理由

様式第 6 号（第 8 条関係）

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金実績報告書

年 月 日

尾鷲市長 様

住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名

年 月 日付け尾鷲市指令 第 号で交付の決定の通知を受けた 年度尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金が完了しましたので、尾鷲市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

侵入防止対策設置場所	
侵入防止対策の内容	
補助事業の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助事業の経費精算額	円
補助事業の着手・完了年月日	交付決定の日 ~ 年 月 日
関係書類	1 侵入防止資材購入にかかる領収書（写） 2 侵入防止資材設置後の写真 3 その他
担当課所見	

様式第7号（第9条関係）

尾鷲市指令 第 号
年 月 日

様

尾鷲市長

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金については、尾鷲市補助金等交付規則第14条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたから通知します。

記

金 円

様式第8号（第10条関係）

尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金請求書

年 月 日

尾鷲市長 様

住 所
名 称 及 び
代表者氏名 印

年 月 日付け尾鷲市指令 第 号で交付額の確定の通知を受けた 年度尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金の交付を受けたいので、尾鷲市補助金等交付規則第16条の規定により、次のとおり請求します。

補助事業の具体的な名称	尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
今回交付請求額	円
未交付額	
添付書類	1 補助金額の確定通知書（写）

振込先金融機関	
口座番号 （請求者名義に限る）	1 普通 2 当座 No. _____